

6-(1)	ナトリウム硫黄電池設備の設置等にかかる消防申請の省略
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	消防法第11条 危険物の規制に関する政令第6条, 第7条 危険物の規制に関する規則第4条, 第5条
要望の 具体的内容	<p>・震災に伴い計画停電や需要抑制への対応の必要性が高まっていることから、非常電源用途等に資するナトリウム硫黄電池設備の早期設置が望まれている。このため、消防法第11条に基づく申請の手続きや火災予防条例における蓄電池設備, 変電設備の届出手続きを省略していただきたい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>・ナトリウム硫黄電池設備は危険物である硫黄及びナトリウムを用いているため、消防法第11条及び平成11年6月2日付通達(消防危第53号)に基づいて設置や変更の許可申請手続きを行っているが、設置しようとしてから危険物施設を使用するまで工事期間を含めると数ヶ月を要している。</p> <p>・一方、同設備は非常電源等の用途毎に構造及び機能が基本的に同一であり、蓄電池の技術基準への適合に関して書類審査及び現場審査を受審した上で型式認定を受けている。また、ナトリウム硫黄電池は危険物保安技術協会によりその火災安全性能について型式認定を受けている。このため、認定設備については構造や機能に関する資料提出を省略しても問題ないと考えられる。</p> <p>・また火災予防条例における蓄電池設備等の届出内容は、危険物施設の設置(変更)許可の申請内容と合致し重複していることから、同じく手続きの省力化が望まれる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省消防庁予防課, 総務省消防庁危険物保安室

6-(2)	LNG基地等の改造工事早期着工に向けた規制緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	消防法、電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法、鉱山保安法
要望の具体的内容	<p>LNG基地改造工事・ガス処理プラント改造工事・軽油タンク増設工事等において、現状、許可申請書に調達品等の図書まで要求されている。工事の初期段階で詳細設計・調達品図書が確定するのは非常に困難である。許可申請書が承認されないと工事の着工が出来ないことから、主要図書と詳細設計図・調達品図の参考図書をもって申請に許可を戴き、工事の進捗にあわせて適宜図書の差替えを実施し、完成検査前に申請書を確定させて最終検査を受検できるような配慮をお願いします。</p>
規制の現状と要望理由	上述の通り
制度の所管官庁及び担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法：総務省消防庁・地方自治体消防本部 ・電気事業法・ガス事業法・高圧ガス保安法・鉱山保安法：経済産業省・都道府県知事

6-(3)	電源設備の復旧・代替電源の新設に関する諸手続きの簡素化・適用除外
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	電気事業法48条(工事計画届出)、電気事業法9条(変更届出) 建築基準法6条(確認申請)、工場立地法8条(特定工場) 消防法11条、11条の2(設置許可・完成検査) 等
要望の具体的内容	被災した電源設備の復旧、代替電源の設置、およびそれらに付帯する事務所・宿舍の設置に係わる関係法令諸手続きについて、簡素化または適用除外する。
規制の現状と要望理由	<p>震災時等には、電源復旧または新設に伴う工期を短縮し、関連設備の早期使用開始を実現することが望まれるため、以下の法規制の緩和を要望する。</p> <p>電事法48条: 工事計画書の届出から着工まで審査期間が30日必要とされているが、届出後の速やかな着工あるいは事後届出を可能とする。</p> <p>電事法9条: 変更届出から実施まで審査期間が20日必要とされているが、届出後の速やかな変更又は事後の変更届出を可能とする。</p> <p>建築基準法6条: 建築確認申請の審査期間(現状35日以内)の大幅な短縮。</p> <p>工場立地法8条、11条: 特定工場の変更届出から変更実施まで審査期間が90日必要とされているが、届出後の速やかな変更又は事後の変更届出を可能とする。</p> <p>消防法11条: 製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置する場合、完成検査後でないで使用できないが、完成検査の分割実施及び実施済箇所の仮使用を可能とする。</p> <p>また、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の完成のために危険物配管の洗浄及び危険物配管の耐圧試験に使用する場合は、完成検査前の危険物使用を可能とする。</p> <p>消防法11条の2: 完成検査の前に、工事の工程ごとに技術上の基準適合の検査を受ける必要があるが、書面記録審査とする。。</p> <p>石油コンビナート等災害防止法7条: 変更届出後の速やかな着工または事後届出を可能とする。</p> <p>文化財保護法125条第1項: 対象地域内の工事における仮設事務所等設置の場合、変更申請が必要であるが、工事完了後に撤去する場合は申請手続きを免除する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省、国土交通省、総務省、文部科学省

6-(4)	非常用予備発電機の常用利用に関する規制緩和
要望の視点	3.その他
規制の根拠法令	①電気事業法、②大気汚染防止法
要望の具体的内容	<p>①非常用予備発電機の半常用利用を、緊急措置による「非常用」扱いとして認めて頂きたい。</p> <p>②非常用予備発電機の半常用利用が、「常用」扱いとなる場合は、大気汚染防止法及び東京都条例で定められている排出規制を緩和頂きたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現行の規制では、非常用予備発電機を半常用的に利用することは、「常用」の発電機であると判断され、大気汚染防止法(及び東京都条例の上乗せ規制)の排出制限がかかり、発電機の利用自体が制限されるため。</p>
制度の所管官庁及び担当課	①経済産業省、②環境省

6-(5)	電力の特定供給の許可要件の緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	電気事業法施行規則
要望の具体的内容	<p>復興時に各戸に自家発電や蓄電を置くのではなく、地域コミュニティを活用した自由な電力融通によりCEMS(コミュニティ・エネルギー・マネジメント・システム)をGrid末端に配するのが電力需給調整として必要。しかし、現行の特定供給の制度では資本関係のない地域コミュニティを活用した電気の融通は対象外となっている。このため、地域コミュニティ内の電力需給調整や電気の融通を促進するように、事業法施行規則を一部改訂が必要である。</p>
規制の現状と要望理由	<p>同規則では、①電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など関係性を強く求め許可要件が厳格。②道路を隔てた建物間での電力融通が「一の需要場所」に該当しない、など地域コミュニティを活用した自由な電力融通が阻害されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁 電力ガス事業部電力市場整備課

6-(6)	少量危険物貯蔵に関する規制緩和
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	消防法
要望の 具体的内容	<p>軽油、灯油、ガソリンなどの屋外貯蔵について、屋内はともかくとして、屋外は災害時には少量危険物貯蔵の許認可がなくても1000Lまで貯蔵できる様にしてほしい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>軽油、灯油、ガソリンなどの屋外貯蔵について、災害時は道路状況の悪化や交通混乱が予測され、燃料の入手に支障をきたす恐れがあり、災害発生から解消されるまでの間、一時的な蓄えとして少量危険物貯蔵の許認可がなくても1000Lまで貯蔵できる様にしてほしいもの。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省および消防庁

6-(7)	1ヶ所の給油所でのガソリン・軽油・灯油・LPガスの供給
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	消防法、高圧ガス保安法
要望の具体的内容	<p>消防法は、石油製品、また高圧ガス保安法では、LPガスの取り扱いを規制している。この為、我が国の給油所では、消防法で管理される石油製品(ガソリン・軽油・灯油)専用の給油所、また高圧ガス保安法で管理されるLPガススタンドが各々専用の給油所となっている。</p> <p>LPガス車(主にタクシー)、並びにガソリン車・軽油車の同一給油所において、ディスペンサー1基で共用化を図る。しかし、現行の消防法と高圧ガス保安法では対応できず、これらの規制緩和を要望したい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>ヨーロッパ各国では日本と比較してLPガス車が普及しており、同一の給油所においてマルチタイプのディスペンサー1基でLPガス・ガソリン・軽油・灯油の給油を行っている。この為、限られたスペースの中で多目的の給油が可能となる。今回の震災では、ガソリン、軽油の供給不足により混乱が生じたが、LPガスは一部を除き安定供給できた。そして、これを主な燃料とするタクシーや商用車は通常と変わらぬ業務体制であった。</p> <p>復興にあたり、限られた敷地で多様なエネルギーが給油可能な給油所設置は、非常にエネルギーの安定と効率化供給が図れる。また、エネルギーソースの分散化は不可欠であり、LP業界は環境に優しいLPガス車の普及により、CO2削減に貢献している。</p>
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

6-(8)	移動式LPG充填所の派遣設置
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	高圧ガス保安法 法第八条 許可の基準 液石則第六条
要望の 具体的内容	<p>災害発生時に被災地へのガス供給を確保する為、相当量のLPGを迅速に供給できる設備としてLPGローリーと組合わせた機動性が高い移動式の簡易型LPG容器充填所を災害地に派遣設置し、LPG供給の円滑化を図る。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現状で移動式充填所が認められていない理由として、高圧ガス保安法の基準である散水設備、並びに保安距離確保等、移動式では難しい保安設備が義務付けられております。災害の初期支援としてLPG容器搬入があり、被災地で使用したLPG容器に継続して充填を行いLPGの安定供給を目的とします。限定期限での仮設置を条件に、災害時特例法として、仮設充填設備の使用を事前認可し、有事での煩雑な許認可を省略することが前提となります。また、他危険物(ガソリン、軽油、灯油)貯蔵設備規制を緩和する事で災害地における総合エネルギーステーションとして活用範囲が広がるものと考えます。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

6-(9)	災害地におけるLPG供給機器の期限延長
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規 規則十六条、認定販売事業者告示第五条 高圧ガス保安法 容器則 第二十四条 容器及び付属品の再検査等
要望の具体的内容	<p>災害地でのLPG供給設備機器の使用期限満了による交換作業は、製品供給不足により困難な状況となっております。また、地震・津波により、LPG供給設備が使用不可となり、これらの機器の需要が急増する事になります。これにより、一時的に、供給機器不足が想定される。これを回避するために最大3年程度の期限延長を法的に盛り込み柔軟な対応を期待します。但し、メーターは、電池寿命、自動遮断の問題がある為、今後製造されるものは、少なくとも13年以上使用可能な機能をメーカーに求める事が前提となります。</p>
規制の現状と要望理由	<p>LPG供給設備は、過去の法改正の時期が集中した為、従来から年度により期限満了件数に波ががりました。今回の震災での品不足解消を目的に、調整器、メーター、ホース等の交換期限を各々3年程度延長を一定期間行い、LPガス設備の復興を円滑に進めるものとします。また、LPG容器の現行充填期限を2年延長し、容器の円滑活用を推進する。これらにより、全国的に LPG供給設備機器の柔軟な供給体制が構築でき、有事でのガス機器不足解消を目指します。</p>
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

6-(10)	電気ケーブルの輸入品に関する技術基準規制緩和
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	電気用品安全法 第8条 基準適合義務、 第9条 特定電気用品の適合性検査
要望の 具体的内容	震災後の復旧に伴い、国内の電気ケーブルの不足を賄うため
規制の現状と 要望理由	大型発電機などの設置に伴う電気ケーブルが、震災後の復旧によりかなり品薄で工事自体の進捗が遅れている状況であり、速やかな工事の進捗のため、是非とも技術基準の緩和をお願いしたい。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省

6-(11)	震災ごみ焼却処理仮施設建設工事に関わる緩和措置(電気事業法)
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	電気設備設置届出書(条例) 電気工作物工事計画届出書(電気法71①、同規35①)
要望の 具体的内容	震災復興を目的とした操業期間限定の仮施設内での案件に関しては 本法令・申請・届出等の免除をお願いしたい。 また、適用する場合には提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の 緩和処置をお願いしたい。
規制の現状と 要望理由	震災地での一日でも早い復興を目指す際に、通常手続きでは復興工 事に遅れを余儀なくされる。 また、本仮施設は操業期間満了時以降は解体撤去する予定です。 尚、海外製の発電機等を使用する際の規制値(排ガス、騒音等)は、 メーカー標準でないとオプション扱いでは、入手に時間がかかる。
制度の所管官庁 及び担当課	

6-(12)	工場立地法緑化基準緩和による太陽光発電の普及促進
要望の視点	3.その他
規制の根拠法令	工場立地法及び工場立地法施行規則
要望の具体的内容	<p>東日本大震災以降、エネルギーの安定供給の議論とともに、大規模事業者は大幅な電力削減が求められている。今後の電力供給においてソフトエネルギーのさらなる活用は必須のものであると考えられる。そのため、大規模工場等における太陽光発電の普及推進に向け、現在、工場の建設において、工場立地法施行規則で、敷地面積に対する緑化面積の下限が示されているが、その緑化面積に太陽光発電面積をカウントできるよう求める。</p>
規制の現状と要望理由	<p>工場立地法施行規則において、敷地面積に対する環境施設面積の割合の下限が求められるが、その環境施設として太陽光発電が認められた。その際に、環境施設面積以外にも、緑化面積として透過型の太陽光発電とのダブルカウント等が議論に挙がっていた。そのため、環境施設だけではなく、緑化面積の一部に太陽光発電面積を認めることにより、より一層の普及促進が図れる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省地域経済産業政策課

6-(13)	地熱発電所開設のための環境影響評価対象事業
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	環境影響評価法施工令 別表第一
要望の具体的内容	同法における地熱発電に関する環境影響評価対象事業(第1種:1万kW以上、第2種0.75万kW以上)を 第1種:3万kW以上、第2種:1万kW以上 へそれぞれ緩和していただきたい。
規制の現状と要望理由	<p>地熱発電は、現状、出力10,000kW以上が必ず環境影響評価を実施しなければならない第1種事業、出力0.75万kW以上が環境影響評価を実施するかどうかスクリーニングする第2種事業とされている。一方、化石燃料を燃焼させる一般の火力発電は15万kW以上が第1種事業、また、水力発電では出力3万kW以上が第1種事業である。地熱発電事業は、地下資源の調査から始まり多大な初期費用が必要な事業であるため、金利負担の増加や投資回収期間の長期化を避けるため、事業開始までのリードタイムの短縮が大きな課題である。このような状況の中、環境影響評価には通常3から4年必要とされ、開発事業者にとっては深刻な負担となっている。</p> <p>地熱発電は、国産の一次エネルギーである地熱を利用した再生可能、安定、ベースロード電源であり、環境負荷低減はもちろん、防災、更にエネルギー安全保障上も大変意味のある電源である。過去の地熱開発の実績において周辺環境に対して問題が生じていないことを踏まえ、是非、環境影響評価対象規模を火力発電または水力発電並としていただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省総合環境政策局環境影響評価課

6-(14)	復旧時における導管の敷設のあり方
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	道路法
要望の具体的内容	震災復旧時における既設ガス管の地中残置に関する規制の整備を要望する。
規制の現状と要望理由	震災により被害を受けたガス管の復旧作業を行う場合、当該ガス管を一旦掘り上げて新設ガス管を埋設するケースが考えられるが、早期復旧の観点から、既設ガス管を地中に残置したうえで新設ガス管を埋設する方法が効果的である。しかしながら、これらの方法については、都度道路管理者との協議が必要となるため、早期復旧の妨げとなる場合がある。そのため、早期復旧に資する、震災時の既設ガス管の地中残置に関する規制の整備を要望する。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

6-(15)	農地への太陽光発電の設置
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	農地法第4条
要望の 具体的内容	<p>農地法第4条では農地の工業目的の転用制限があり、簡単に耕作放棄地に太陽光発電所を設置できない。 農地法第4条を規制緩和し、耕作放棄地等を活用した太陽光発電施設の設置について、規制緩和を求めたい。(例えば届け出制にする、手続きを簡素化する等)</p>
規制の現状と 要望理由	<p>東北地方において、この度の震災により津波被害による塩害を受けた農地や放射能汚染された農地は、土壌面でも当面は農地として活用は難しい。 これらの土地にメガソーラーを設置し、全量買取制度による収入を活用した復興支援策を求めたい。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	農林水産省

6-(16)	国際船舶・港湾保安法における保安措置実施義務の免除
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	国際船舶・港湾保安法
要望の具体的内容	<p>現行では、国際船舶・港湾保安法に基づき保安対策は年12隻未満の場合に限り免除されているが、今般の震災により石油火力の稼働率を高め、重原油の外航船受入隻数を増やす必要があるため、同法の保安対策不要範囲を拡大していただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>発電所港湾においては、一定隻数以下での重原油の外航船受入を前提に、外航船舶・港湾保安法が定める保安対策が不要とされている。しかしながら、今般の震災により、石油火力の稼働率が高まり、外航船の隻数も従来の枠を超過する可能性がある。震災の影響により一定の隻数を超過した場合にあっては、国際船舶・港湾保安法が定める保安対策を不要としていただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省